

商事判例研究

早稲田大学商法研究会

柴崎 暁

五五 振込取引における原因関係の存在と預金の成否

最一小判平八・四・二六、破棄自判・平成四年（オ）第四一三号・第三者異議事件、破棄自判。判時一五六七号八九頁、金法一四五五号六頁（原審東京高判平三・一一・二八、金判九九五号一三頁、金法一三〇八号三二頁。第一審東京地判平二・一〇・二五、金法一二七三号三九頁、判時一三八八号八八頁）

【事実】 X（株式会社ベンカン、被上告人）は、訴外「株式会社東辰（トウシン）」から、東京都大田区所在の建物の一部を賃料一カ月四六七万〇、一三〇円で賃借し、毎月末日に翌月分の賃料を、「東辰」の株式会社第一勧業銀行大森支店の当座預金口座に振り込んで支払っていた。他方、Xは、昭和六二年一月まで、訴外B（株式会社透信（トウシン）」から通信用紙を購入するなど取引があり、その代金をBが有するA（富士銀行上野支店）の普通預金口座に振り込む方法で支払っていたことがあった。右普通預金口座は、BとAとの普通預金取引契約によるものであり、契約の内容となる普通預金規定には、振込に関しては、これを預金口座に受け入れるとの定めがおかれていた。

平成元年四月二十八日、Xは、「東辰」への平成元年五月分の賃料・光熱費等の合計五五八万三、〇三〇円を支払うため、A'（富士銀行大森支店）に同額の振込を依頼、誤ってAのBの普通預金口座を振込先としたため、同口座に右金額の入金記帳がなされた。振込依頼は富士銀行大森支店のATMを用いてなされ、受取人名は片仮名で「カ）トウシン」と入力され、口座は、「東辰」の口座である第一勧業銀行大森支店の当座預金口座は指定されずに、Bが有するAの普通預金口座が指定された。

Xはその誤りに気付いてAに「組戻」を申し入れたが、Aは受取人の承諾がないと入金記帳の取消はできないと回答したので、Bに連絡を取ろうとしたが、Bは倒産し連絡がとれず、Xは受取人「透信」に対する不当利得返還請求権保全のため、右預金債権を仮差押した。

平成元年七月三十一日、Y（源田明一、上告人）は、「透信」に対する東京法務局所属公証人K作成の昭和六三年二七七号譲渡担保付金銭消費貸借公正証書の執行正本に基づき、BがAに対して有する普通預金債権を差押えた。この時点での預金残高は五七二万二、八九八円とされている。

Xは、Yが差押えたBの有する右預金債権五七二万二、八九八円のうち、五五八万三、〇三〇円は、Xが誤ってなした右振込によるものであり、《右振込依頼は要素の錯誤によって「無効」である》こと、《依頼人と受取人との間に原因関係がなければ預金債権は不成立である》こと、《かかる差押えはXの「透信」に対する不当利得返還請求権の侵害である》ことを主張し、民事執行法三八条所定の「目的物の譲渡又は引渡を妨げる権利」を有する者であるとして本件差押の有効性を争う第三者異議の訴を提起した。Aは払戻における紛議を回避するため右債権額を執行供託している。

（下級審の判断） 第一審東京地判平二年一〇月二五日（判時一三八八号八〇頁）は、Xによる第三者異議の訴を認容。次いで原審東京高判平三年一月二八日（判時一四一四号五一頁）は、「振込金による預金債権が有効に成立するために、受取人と振込依頼人との間において当該振込金を受け取る正当な原因関係が存在することを必要とするか否かも、右預金取引契約の定めるところによるべきであるが、振込が原因関係を決済するための支払手段であることに鑑みると、特段の定めがない限り、基本的にはこれを必要とする」と解するのが相当である。：。「本件の振込は、前記のとおり明白、形式

的な手違いによる誤振込であり、このような振込についてまで、誤って受取人とされた透信のために預金債権が成立するとすることは、著しく公平の観念に反するものであり、通常の預金取引契約の合理的解釈とはいいがたい」…。かくして「BのAに対する本件預金債権は成立していない」と判断し、「Xの振込金が透信の預金口座に入金記帳され、その金銭価値が透信に帰属しているように取り扱われていても、実質的には、右金銭価値は、なおXに帰属しているものというべきである」としたうえ、外観上存在している右預金債権があたかも透信の責任財産を構成するかのように扱われて差押の對象となったものとして、Xは「右金銭価値の実質的帰属者たる地位に基づき、これを保全するため、本件預金債権そのものが実体上自己に帰属している場合と同様に、右預金債権に対する差押の排除を求めることができる」として原判決を支持。

(上告理由) Yは、①「原判決」が振込送金による預金契約の成立について原因関係の存在を必要とした点は、何ら根拠がなく不合理である。②普通預金規定二(1)および当座勘定規定四条二項の解釈としても、第三者から、他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込があった場合で、当行で当座勘定元帳へ入金記帳した場合には預金関係が成立し、それ以上の要件がないこと、③類似する名古屋高判昭和五一年一月二八日の事案は被仕向銀行の過誤による誤振込であつて本件の先例とならないこと、④「原判決」は、簡便かつ安全な送金方法である振込取引の役割を理解していないこと、⑤原因関係のない「見せ金」とする意図による振込や、振込による贈与によつて預金が成立しないということとは相当でないこと、⑥Xによる第三者異議の訴は預金の成立を前提にしているのに、預金の不成立を主張するのは矛盾していること、などを指摘して上告に及んだ。

【判旨】 破棄自判。「振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込があつたときは、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して右金額相当の普通預金債権を取得するものと解するのが相当である。ただし、前記普通預金規定には、振込みがあつた場合にはこれを預金口座に受け入れるという趣旨の定めがあるだけで、受取人と銀行との間の普通預金契約の成否を振込依頼人と受取人との間の振込みの原因となる法律関係の有無に懸からせていることをうかがわせ

る定めは置かれていないし、振込みは、銀行間及び銀行店舗間の送金手続を通して安全、安価、迅速に資金を移動する手段であつて、多数かつ多額の資金移動を円滑に処理するため、その仲介に当たる銀行が各資金移動の原因となる法律関係の存否、内容等を関知することなくこれを遂行する仕組みが採られているからである。」「また、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在しないにもかかわらず、振込みによつて受取人が振込金額相当の預金債権を取得したときには、振込依頼人は、受取人に対し、右同額の不当利得返還請求権を有することがあるにとどまり、右預金債権の譲渡を妨げる権利を取得するわけではないから、受取人の債権者がした右預金債権に対する強制執行の不許を求めることはできないといふべきである。」

【評釈】 判旨賛成。

〔本判決の意義〕 本判決は、振込取引に基づいて行われた被仕向銀行の入金記帳による受取人に対する債務負担行為の抽象性を明示した点において、画期的である。「振込」とは、「依頼人が仕向銀行（仕向店）に、受取人の取引銀行（被仕向銀行被仕向店）にある受取人名義の預金口座に一定金額を入金することを委託し、これを受けた仕向銀行がそれに必要な事務処理を行う為替取引である」（松本・実務内国為替入門（一九九五）一八頁）。当該事務処理費用は「振込資金」として依頼人から仕向銀行に払い込まれ、仕向銀行から被仕向銀行へ銀行間の決済機構（全銀システム）によつて送金される。右委託契約はその内容からいって、依頼人と受取人との間の法律関係（判示にいう「資金移動の原因となる法律関係」）には影響を受けない。また、右振込資金の払渡しの不済等の事情は依頼人側の債務不履行ではありえても、振込取引の効力に障害をもたらすものではない。

〔本判決への批判〕 しかしながら、最高裁の判示に対しては、次のような批判がなされている。

（a） 本判決は、従来下級審判例とされてきたところの預金の「成立」に関する原因関係必要説を覆したこと自

体において問題である（金法一四五五号座談会野村豊弘発言）。

(b) 原因関係の存否の問題の一点のみをとらえ、振込依頼人の意思表示の錯誤を問題とせずに銀行の利益だけを保護しようとしたが（秦「本件判批」法時リマークス一九九七年（上）四八頁）これは失当である。

(c) 仮に振込依頼人の意思表示が「要素の錯誤」によるものであるとして、本件のような事情のある場合には、表意者に「重過失」ある事例と見るべきではない（前田「本件判批」判評四五六号（Ⅱ判時一五八五号）三三三頁）。

(d) 預金者の判定基準として出捐者説を採用している判例との整合性がない（菅原「原因関係を欠く振込取引の効力（上）預金債権の成立と免責理論」銀法五一五号二六頁）。錯誤による振込がなされた場合には、預金は成立するが、なお依頼人に「帰属」している。

(e) かかる偶発的な過誤によって生じた「棚ぼた」式に得られた差押債権者の利益は保護に値しない（牧山「本件判批」金法一四六七号一六頁）。

以上の批判を順次検討しよう。

一 預金の「成立」と入金記帳行為の性質

A 先例との関係〔批判（a）への反論〕

まず、①先例と本判決とが矛盾しないこと、②預金規定の解釈から導かれる入金記帳行為の法的構造にてらして預金の成立に原因関係は不要であること、③預金不成立という前提と第三者異議の訴の棄却とは矛盾すること、の各点を論証する。

①原審は、従来の下級審判決例に倣ったもので、とりわけ、名古屋高判昭五一・一・二八（金法七九五号四四頁）を踏襲したものとされている（木南「本件判批」金法一四五五号一一頁）。しかし、上告理由も述べているように、

右名古屋高判は本件と事案を異にするものである。

右名古屋高判昭五一年は、口座番号の記載をせずに振込を依頼し、依頼人の記載した法人名（豊和工業株式会社）を「豊和産業（株）」と記載し、自体に誤りがあった上、仕向銀行から被仕向銀行に片仮名でテレックスを打信した（「ホウワサンギョウ」）ため別法人（「朋和産業株式会社」）と取り違えられ、被仕向銀行が「朋和産業」を受取人とする入金手続を行った事例である。この事情からすれば、受益者となるべき口座名義人の同一性を認識する標識として顧客に要求しうる要素（口座番号）をそれ以上要求しなかつた仕向銀行側に僅かながらでも帰責性を、まだ、問い得ないとはいえないケースである。

他方本件では、仕向銀行・被仕向銀行はともども、振込依頼人から委託された内容通りの事務を履行したものであつて、一切の「手違い」をしていない。原審の説示する理由中「明白かつ形式的な手違いによる誤振込」という部分は、右名古屋高判からの引用のようであるが、右名古屋高判は、被仕向銀行の手違いによる誤振込を述べているのであつて、本件の事例は、振込依頼人の「明白かつ形式的な手違いによる誤振込」である。

したがつて右名古屋高判の結論自体と本件最判とは、異なる事案への異なる規範の適用された事例であつて、両立し、矛盾しないと考えるべきである。右名古屋高判は理由中に「原因関係の存在を当然の前提としている」との不要の判示をしたが、原因関係について言及せずとも、受取人の同一性について錯誤があるといえれば足りる事例であつたのであるから、この理由の一部分だけを事案と無関係に切断して適用することは慎むべきではなからうか。原因関係の有効な存在の確認についての過誤の危険を銀行側に帰責せしめるかどうかという問題と、受取人の同一性の確認についての過誤の危険を銀行側に帰責せしめるかどうかという問題とはまったく別の問題である。しかし、少なくとも振込依頼の意思表示における錯誤は預金の成立に影響するものとの理解は不可能ではない（後述）。

② 本来、預金の成立とは消費貸借の一種であるから、金銭の引渡をもっておこなわれるべきところ、普通預金規定ひな型二条（一）は、「この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。為替による振込金も受け入れれます。」として、内国為替で取立てた金銭の交付を受けずにそのまま預金に（準消費貸借ないし更改によって）振替える趣旨と解される。

この「振替える」ことの法的意義は次のように説明しうる。受取人が振込金を占有する本来の権利者としての権原を持つとは限らない。受取人が送金人の使用人であり、営業主のために金銭を管理しているだけの消費受寄者の場合もありうる。それでも、被仕向銀行による金銭支払の受領授權が、その目的を問わず（自己のためにする意思を有するか否かを問わず）送金人から受取人に発せられている以上、受取人は金銭を占有することに正当な地位を有する者であることにかわりはない。次に受取人は、右の地位に基づき支払を受け、一度受け取った金銭を今度は自分名義の預金として入金するという取引を、瞬時に、被仕向銀行との間で行ったものと擬制される。これによって預金の成立を可能ならしめるのである（HAMEL (Joseph), *Banque et opérations de banque*, 1943）。

ここで銀行に要求される注意は、払戻に該当する段階での問題である。受取人と預金者とは同一性を欠くような場合にはこれを確認する必要がある、これは預金かしない場合であっても銀行が責めを負うべき問題である。

右準則は、あくまで、受取人の同一性の確認義務を被仕向銀行に課するにとどまる。本件判決の事例を借りれば、「お受取人名、株式会社『透信』」の記載に添えて、「株式会社『東辰』への×月分事務所賃借料として」と書いてあれば、銀行としては「お受取人名、株式会社『透信』」の記載の方に従ってこれを処理する義務があるのであつて、受取人と依頼人との間に賃貸借関係が存在するのかを調査したり、「透信」と「東辰」との同一性を確認する義務があるというわけではない。事実、賃料振込先の口座名義が賃貸人の法人名と異なることは、取引上日常的に見られる事態であり、この調査を強いることは必要がないと思われる。

③ 原審は、預金不成立を認めながら、Xによる第三者異議の訴を棄却した点で背理を来している。預金不成立を前提とするのであれば、被仕向銀行の行った入金記帳自体が効力をもたないのであるから、振込受取人も、そしてまたその差押債権者も、銀行に対して何ら債権を有するものではなく、第三者異議の訴を認める実益もないはずである。Yが被仕向銀行Bに対して取立訴訟（民執法一五五条以下）によって満足を得ようとしても被差押債権の実体的不存在によって敗訴することになろうし、転付命令がBに送達（民執法一六〇条）されても、被転付債権が存在しないので、差押債権者は満足を受けたことにならない。他方Xが第三者異議で勝訴しても、Xもまた右債権を有するわけではない。上告理由も、この点については指摘している（判時・一五六七号九六頁一段目）。

B 振込依頼人の「目的」の錯誤

(1) 振込依頼の意思表示の要素 (a) への反論

次に、振込依頼の意思表示に錯誤があった場合に、預金は不成立になる、あるいは、成立していても受取人に帰属しない、あるいは、銀行に対して資金の返還を求めようとの主張がある。本件の事例において振込依頼の意思表示に錯誤があったとはいえないことを論証する。

振込依頼の意思表示の要素は、「金額・日付・受取人・入金先口座の種類と番号・当該口座が開設されている銀行の店舗名」であるにとどまる。受取人との間にかかる送金を利用する目的が何であるかは、要素に含まれず、依頼人—受取人間における振込金の利用目的についての錯誤は、動機の錯誤となる。本件において、振込を委託する意思表示は、Xと仕向銀行との間で取り交わされている。この際、原因関係の存在に関する誤信は、専らXの側に存し、仕向銀行の側から見れば、「透信」を受益者とする振込を行うべし、という点において何ら不明な所はない。

受取人「透信」が、「大家さん」なのか「倒産したファックス用紙問屋」なのかは、受取人の属性に関する錯誤になり、仕向銀行の目から見れば、「動機」を詮索するに余地がないからである。

(2) 振込依頼人の重過失 (c) への反論

最判への批判には、民法九五条による表意者の重過失は認められず、要素の錯誤になる、という主張もある。仮に、場合により振込依頼の意思表示が要素の錯誤になりうるという前提に立ったとして、本件の振込依頼人についてみてみよう。振込依頼人が、ATMによる振込であるためにカタカナで入力をし、そのために同音異綴の受取人名を入力することになったという事情があるものの、「東辰」が当座勘定取引口座を開設していたのが第一勸業銀行であり、X側の担当者の具体的な心理過程からすれば、富士銀行大森支店に赴いたという時点で既に「東辰」と「透信」を取り違える過失をおかしていた（というのもX社は、振込取引に関しては手数料節約のため、常に送金先被仕向銀行と同じ銀行の、近隣の支店を利用するのが常であったというところから…）との邪推をすることが許されるのではないだろうか。これは民法九五条但書所定の「重過失」と見るのに十分な事実ではないのだろうか。

二 預金の「帰属」

A 「出捐者説」について (a) への反論

振込取引によって受取人が預金債権を取得する「権原」がいかなるものであるかは、取引の實質に応じて千差万別たりうる。担保目的で振込を行ったり、他人に資金の管理を委託する目的で送金するなどの場合には、債権の實質的帰属者は依頼人であるとの理解がまったく不可能なものではない。さらに、我が国の判例は、預金取引一般に付いて、預金債権の帰属者を金銭消費貸借を現実に結んだ当事者に限ることなく「出捐者が預金者である」との理論を認めている。

判例は、まず「無記名式定期預金」（その法的性質は指名債権。三宅正男・契約法（各論）下（一九八八）一〇八三頁）につき、銀行が、他人のための預金であることを認識していたにもかかわらず、ことさらにこれを無視して証書と印章を占有する者の預金として扱うことが許されないとした（最判昭和三一・一二・一九民集一一卷二二七八頁）。この解決は民法一〇〇条但書の帰結とみることも不可能ではないが、さらに後の判例は、同じく無記名式定期預金について、他人から自己の名で預金を成立させることを委託された者が、銀行に向けてことさらに自己を預金者（預金契約の効果帰属者）であるとの意思表示をした事例について、預金委託者の利益保護ならびに銀行との利害調整の観点から出捐者を預金者として扱うとした（最判昭和四八・三・二七民集二七卷二一三七六頁）。この事案では、手形割引を受けることができる利益を享受するために、出捐者があえて自己の名義で預金契約を締結せず、他人の氏名をもって、当該他人を預金契約者として行為させた経緯がある。他人の氏名を用いて自己を表示し、預金契約の意思表示行為者が出捐者自身であったという事例とは異なる、当該他人自身が預金契約者であり、しかもそこに出捐者を本人として効果帰属させるべき顕名を欠くという事例である。

さらにこの原理は、受任者名義の「記名式定期預金」にも及ぼされた（最判昭和五二・八・九金法八三六号一九九頁）。この事例では、銀行が、他人の金銭の受託者である口座名義人との間で、右名義人への貸付金債権と預金債権とを相殺し、名義人無資力の状況のもとでの委託者本人からの預金払戻請求に対して、銀行が免責される（民四七八条類推。最判昭五九年三月三〇日金法一〇五八号四一頁）ことを宣言したものである。

右出捐者説の法律構成は、次のように解すべきではないか。判例は、預金債権の帰属者は出捐者であるというにとどまり、預金契約の当事者が誰かという問題に付いては新たな規範を設ける趣旨ではないものと解すべきである。銀行が受任者を当事者と考えている状況で締結する消費寄託契約にあつては、表示された名義が誰の氏名であつても、受任者が自己を表示する手段としてこれを用いていて、受任者が自らを預金契約者である——単なる使者ではなく——旨を相手方に表

示している以上は、受任者は機関ではなく預金契約の行為者である。次に、その効果の帰属先に付いて言えば、民法一〇〇条本文の適用される限り、この契約の当事者は表意者自身ということになる。

それにもかかわらず預金契約者と別に預金債権の帰属者がありうるとすれば、この取引は第三者のためにする契約といふべきところ、預金行為者はいずれにおいても第三者のためにする契約を締結する意思を認定されていない。したがって、これらの事例において最判の結論を尊重する限りは、出捐者が預金者との間で、財産の管理を委託するに際して、預金債権の成立を停止条件とする預金債権の譲渡契約を締結しているとも見る外にならう。預金証書における譲渡禁止特約が障害となるとの批判は考えられるが、少なくとも銀行取引における預金の譲渡禁止特約の対第三者効には、その効力を否認する学説が有力に主張されており（仮装的強制執行で転付させるといふ容易な潜脱方法がある。詳細は米倉明・債権譲渡——禁止特約の対第三者効——（一九七六年）六八一—〇三頁）、この理論によれば、譲渡と見ることに障害はない。ただし、事例において、銀行に対する通知が欠けているから、對抗要件が具備されていない状態にある。出捐者の債権者は、財産管理受任者名義の預金を差押えることが可能となり、受任者からの第三者異議の訴は認められないことになるであろう。また、銀行が受任者との間で相殺をなしうるのも、民法四七八条の類推適用の結果ではなくて、民法四六七条の結果となるために、銀行の免責のためには善意無過失という要件が不要となる。

本件原審の判断が、結論そのものに関しては一定の支持を受けているのは、本件Xを出捐者、受取人を名義貸人に準える思考のためであると思われる。預金は成立するが、それは受取人には帰属せず、その名義にもかかわらず依頼人に帰属し、したがって受取人の責任財産からは除外されなければならない。そして、銀行は受取人に対して払い戻せば足りるとするのが、いわゆる「免責理論」である。すなわち、「振込自体に瑕疵がなく行われれば、当該名義人の口座に預金が成立し、これが払い戻されたり相殺に用いられたりすれば、銀行の免責は認められるが、原因関係がなければ依頼人にお預金債権は帰属しており、正当原因のない受取人に振込預金の取得は認める必要

はない」というものである。

ところで、当該入金記帳は、受取人を債権者として行われる片務的法律行為であるが、この債務負担は、受取人の名において受益され、受取人のためにする意思を以て行われ（法律効果の帰属する主体を受取人として合意する）、ただ、その権利ではなく計算が誰に帰属するかのみが通常の入金手続と異質であるということにとどまるのではないだろうか。

仮に然ずとも、右に紹介した最判の出捐者説が適用される場合は、常に、相手方が名義貸与など特別の事情を認識している場合に限定されている。その後も、判例に依れば、導入預金（銀行の支店が預金獲得のために媒介者を使って第三者たる出捐者に媒介者名義の預金をさせ、媒介者の資金調達の便宜をはかるとともに、媒介者から出捐者には裏金利を支払うという取引。金融行政当局による取締の対象となった）（最判昭五三年二月二十八日、金判五四五号五頁）、信用状開設のために取引実績がない貿易ブローカーに、実質的な輸入元が援助を与えて預金をさせ、信用状を開設させた事情（最判昭六二年一〇月一日、金法一一八三号三六頁）など特別の事情が認定されている場合に右判例理論が適用されている。かような「名義貸与」がなければ、出捐者説理論の適用を事例に及ぼすことは不可能といえるであろう。「名義貸与」にあたる特段の事情がない以上、本件では、「帰属」と「名義」は分裂して、いまいとみるべきであろう。本件では、受取人の名義で預金債権が取得された結果、受取人は、悪意の受益者として（民七〇四）振込依頼人への不当利得返還義務を負うことになるにとどまる。第三者である受取人の差押債権者との間では、特に優先的な地位を持つものではない。

B 第三者異議の訴の可否（e）への反論

最判への批判には、結論そのものを不当とするものがある。確かに、本件振込は偶発的に行われた誤った入金で

あるから、依頼人がこれを自分のものとして返してもらおう主張が認められてもいいようにも思われる。特定動産が運送契約によって誤送された場合と対比すれば、かような主張の衡平さは想像に難くない。しかし、Xによる第三者異議の訴が認容されないからといって、YがBの預金による満足を独占して受けることになるわけではないから結論は妥当であり(①)、第三者異議の訴の趣旨や(②)、特殊な効力のある新たな不当利得の概念(③)を認めても、結論に影響を与えない。

①被仕向銀行Aは、執行供託を行っており、差押の効力は、差押債権者以外の債権者(たとえばX)であっても、執行正本を取得するなど一定の要件を満たせば、配当加入終期までの差押、仮差押の執行、配当要求などによってこれを受益しうることになっているから(民執一六五条)、その限りで衡平が害されるような解決が行われる危惧はない。第三者異議の訴は、民執三八条一項の「所有権その他目的物の譲渡又は引渡しを妨げる権利」を有する者が、他人の占有下にある目的物に、当該他人の債権者からの強制執行が行われることを阻止する制度である。本件の事例では、YはBの責任財産に属する目的物に対して強制執行を行っているのであるから、この点で当該執行を排除できないと考えられ、解決そのものは不当とは思われない。

②近時有力な学説として主張されている、「権利濫用・信義則違反など実体的違法の主張」(竹下守夫「第三者異議訴訟の構造」法曹時報二九卷五号七四三頁)という理解をもって第三者異議制度の趣旨と捉えるならば、権利がないという形式自体が直ちに第三者異議の訴の棄却を帰結するとは限らず、反対に権利があっても認容されるとは限らないことになる。ところで、その要件としては、客観的な濫用・信義側違反の事情だけではなく、差押債権者の悪意ないしはこれを推認させる事情が証明されなければならない(下級審判決例ではあるが静岡地判平五年三月四日判夕八二五号二七〇頁、竹下守夫「債権的請求権の侵害と第三者異議訴訟」私法判例リマックス一九九四(下)一三七頁は、執行行為が信義則違背、権利濫用等として第三者の権利を実体法上違法に侵害する場合は「差押債権者が債権的請求

権者の存在を認識しているのみでは足りず、その者に対しことさら陰険・悪質な手段等を弄する場合をいう」としている。したがって、XがBに対して有する権利が不当利得返還請求権（＝債権的請求権にすぎない）であるとしても、「差押債権者が不当利得返還請求権者の存在を認識しているにとどまらず、その者に対しことさら陰険・悪質な手段等を弄する場合」に該当すれば問題を肯定に解する道があるが、本件でYにはかような悪意が認められず、竹下説の基準においても最判の結論は正当化される。

③XがBに対して有する債権は不当利得返還請求権ではあるが、不当利得債権のなかにも、優先権的な効果を持つものがあることが指摘されている。最判昭和四十九年九月二六日民集二八卷六号一二四三頁が理由中、理論として認めた、「金銭の被騙取者から、騙取の事実を知って当該金銭によつて弁済を受けた者への効力的に優先する価値追及権」がこれである。かような権利であれば、正面から民執三八条一項の「所有権その他目的物の譲渡又は引渡しを妨げる権利」に該当するとの構成も不可能ではないかもしれない。しかし、結論から言えば、本件では利得者Bにおける悪意もまた主張立証がなく、これを認めることはできない。

右昭和四十九年の事例は、国の官吏（A）が、行政上の権限を背景に、農業協同組合（X）の従業員（B）に、X組合の金員の横領を教唆、この金員を用いてA自らが行っていた国庫金の横領の穴埋めをしていた事例で、Xは、「Xを含む農業協同組合からの返納金」の名目でAが払い込んだ金銭を取めた国（Y）を相手取り、不当利得返還請求訴訟を提起した。横領した金員の移動する過程で混和・両替・銀行への預入・費消などを経過しているもの（原理的な不当利得理解では、横領金員がBの財産中に混和されればその段階で価値の「追及」は途絶えるべきである）、利得と損失の間には社会通念上因果関係があるとし、Yが右払込が騙取金銭であることについて悪意重過失あれば、右金銭の返還義務があるとされている。返還義務の範囲ではなく、返還請求権の成立要件として、善意悪意が問題になるとすれば、かかる返還義務は既に不当利得の一般的成立要件に基づくもの以上に重い要件のもとで生じる権利とい

える（ただし、松岡久和・ジュリ重判七三二七五頁「本件判批」は「受取人に十分資力がある場合には、受取人への債権帰属を信じた者を犠牲にしてまで誤振込人への債権帰属を認める必要はない」（七五頁）との限定を設ける。受取人無資力の場合には差押債権者が善意でも振込依頼人の勝訴となろう）。

学説はここから、価値追及権なる概念を導き（例・加藤雅信・財産法の体系と不当利得法の構造六六四―六六五頁）、詐取騙取強奪等の方法で金銭を奪われた者は、たとえかかる金銭が混和・両替・銀行への預入・費消などを經過して被害者の所有権を消滅させるに至っても、相当額において、他の債権者に先んじて弁済を受けるべき地位を得ることが認められ、その者からさらにかかる詐取騙取強奪等の事実を知って弁済を受けた者がいる場合にはこの者への追及も認められる（この理論と四九年判決との関連は必ずしも明らかではないが）。

仮にかような権利があるとしても、本件では、Bの悪意が証明されていない。したがって、かような処理に基づいて第三者異議の訴を認容することは不可能である。この学説を採用したとしても最判の結論に影響はない。

【文献】 本文に注記のほか、(1) 本件判批・大西武士・判タ九一八号一四頁、川田悦男・金法一四五二号四頁、木南敦・金法一四五五号一頁、岩原紳作・金法一四六〇号一四頁、石井真司・金法一四六一号四頁、野村豊弘・金判九九九号二頁、伊藤寿英・金判一〇〇一号四三頁、牧山市治・金法一四六七号二二頁、塩崎勤・銀法五二四号一頁、前田達明・判評四五六号三〇頁（判時一五八五号一九二頁）、秦光昭・法時私法判例リマークス一九九七（下）一一頁、中田裕康・法教一九四号一三〇頁。(2) 論説その他・金法一四五五号一九頁小笠原川田後藤野村松本「誤振込と預金の成否をめぐる諸問題」、菅原胞治「原因関係を欠く振込取引の効力（上）預金債権の成立と免責理論」銀法五二五号二六頁、石井伊藤上野「振込依頼人による誤振込をめぐる法律問題」銀法五二四号、今井克典「振込システムの法的構成（1-5完）」名法一六〇一―一六四号、無因説を主張される後藤紀一・振込・振替の法理と支払取引（一九八六年、信山社）Nota Bene, 入金記帳行為の法的性質について八六一―〇六頁、不当利得と対価関係欠缺について一六六一―六八頁、ドイツ法における誤記帳訂正権について二四二―二四三頁。CABRILLAC (Michel), *Le chèque et le virement*, 5^e éd., 1980 ; HAMEL (Joseph), *Banques et opérations de banque*, tome 2, 1943. なお、未熟ながら私見を展開した柴崎「振込取引

早法七五卷一号（一九九九）

における入金記帳の『抽象性』 山形大学法政論叢一三号一三四頁。